

**改正**

令和2年3月24日告示第24号

令和4年3月16日告示第9号

令和5年3月30日告示第24号

大樹町地域おこし協力隊設置要綱

大樹町地域おこし協力隊設置要綱（平成22年告示第27号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付行総応第38号）に基づき、大樹町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

**第2条** 協力隊は、次に掲げる活動を行う。

- （1） 農林水産業の振興に係る活動
- （2） 地域資源の発掘及び活用に係る活動
- （3） 自然環境の保全や生活環境の維持に係る活動
- （4） 高齢者等の見守りに係る活動
- （5） 地域コミュニティの維持増進に係る活動
- （6） 都市地域住民等との交流の拡大に係る活動
- （7） 移住や定住促進に係る活動
- （8） その他地域活力の維持増進に資すると町長が認める活動

（地域おこし協力隊員）

**第3条** 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、町長が任用する。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2） 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から町内に移し、住民票を異動させる者
- （3） 町内に1年以上の居住を予定している者

2 隊員は、法第22条の2第1項に定める会計年度任用職員とする。

(任用期間)

**第4条** 隊員の任用期間は、1年以内とし、最大3年まで再任することができる。

(報酬)

**第5条** 隊員の報酬は、予算の定めるところによる。

(勤務条件等)

**第6条** 隊員の勤務条件、福利厚生は、別表のとおりとする。

(秘密を守る義務)

**第7条** 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたときも、また、同様とする。

(退職)

**第8条** 隊員は、自己都合等によりやむを得ず任用期間満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、町長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(免職)

**第9条** 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定にかかわらず、これを免職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 隊員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、隊員としての活動が困難であると認められるとき。

(対価を得る活動)

**第10条** 隊員は、地域おこし協力隊としての活動に支障のない範囲において、対価を得る活動に従事することができる。

2 前項の活動に従事するときは、あらかじめ、町長の承認を得なければならない。

(活動報告書の提出)

**第11条** 隊員は、毎月、地域おこし協力隊としての活動実績報告書を作成し、翌月10日までに、町長に提出しなければならない。

(町の役割)

**第12条** 町は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 活動に必要な物品等の貸与又は費用の負担

- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
  - (4) 自己研鑽や能力向上のための研修等の機会の提供
  - (5) その他隊員の活動に関して必要な事項
- (委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月24日告示第24号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月16日告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月30日告示第24号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**別表** (第6条関係)

区分	内容	摘要
活動日	毎週月曜から金曜のうち4日	休日に活動を行った場合は、これを活動日に振り替えることができる。
活動時間	8時30分から17時15分まで。ただし、1日当たり7時間45分を基準として、これを変更することができる。	左記によりがたい場合は、週31時間若しくは4週を通じて124時間を基準とする。
休日	日曜日、土曜日及び祝日 12月29日から翌年1月3日まで	
有給休暇	労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による。	1時間を単位として与えることができる。
社会保険等	健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和29年法律第116号）に基づく雇用保険を適用する。	

災害補償	公務上の災害については、北海道市町村総合事務組合の町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（平成7年条例第10号）の規定を適用する。	労働者災害保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける事業場で常時活動する場合は、労働災害補償保険を適用する。
------	--	--